

# 人権相談のお知らせ

当局では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、**電話又はインターネットによる相談**をお勧めしています。

面談による相談も可能ですが、次のお願いをしています。

- ・**体調の確認**（検温を含む）
- ・**マスクの着用**（お持ちでない場合は、相談室にあります。）
- ・**手指の消毒**

大変申し訳ございませんが、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、当局では、**相談室の換気、飛沫防止アクリル板の設置、机の消毒**等の対策をしています。

【**電話相談**】受付時間：平日8:30～17:15

みんなの人権110番 0570-003-110

子どもの人権110番 0120-007-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810

【**インターネットメール相談**】24時間受付：後日回答します。

<http://www.jinken.go.jp>

検索ワード「インターネット人権相談」



令和2年6月11日

徳島地方法務局